

務	00	01	1年
(令和8年3月末まで保存)			
(令和7年12月末まで有効)			

交 企 第 3 5 3 号  
令 和 7 年 1 月 6 日

各 所 属 長 殿

青 森 県 警 察 本 部 長

令和7年交通警察の目標について

令和6年中における県内の交通事故は、

発生件数 2,278件（前年比－341件）

死者数 43人（前年比－2人）

負傷者数 2,734人（前年比－365人）

と前年に比べ、発生件数及び死傷者数がいずれも減少した。

昨年の交通死亡事故の特徴をみると、

- 全死者数に占める歩行者の割合が高いこと。
- 歩行中の死者のうち横断中の死者の割合が高いこと。
- 交差点（付近含む。）で発生した交通事故が増加したこと。
- 飲酒運転による交通事故死者数が増加したこと。

などが挙げられ、これらの抑止対策を重点的に推進していく必要がある。

また、自転車乗車用ヘルメットの着用率については、昨年9.1%と前年より上昇したものの、未だ全国平均よりも低く9割以上が未着用であるほか、道路交通法の一部を改正する法律（令和6年法律第34号。以下「改正法」という。）により昨年11月に施行された自転車利用者の「ながらスマホ」や酒気帯び運転等の罰則強化に加え、令和8年施行予定の自転車違反者に対する反則通告制度の適用に向けた交通ルールの周知など、今後の交通事故抑止に向けた課題も認められる。

このような状況を踏まえ、令和7年中における交通警察の目標及び推進重点を下記のとおり設定したので、各所属にあつては本趣旨を理解の上、交通死亡事故抑止に向けた対策を推進されたい。

記

1 交通警察の目標（タイトル、サブタイトル）

交 通 死 亡 事 故 の 抑 止 ～ルール遵守と安全行動の定着～
--------------------------------------

(1) タイトル「交通死亡事故の抑止」

交通警察の究極の目的は「交通事故死者ゼロを目指す」ことにあることに鑑みて、引き続き本タイトルのもとに、安全で快適な交通社会の実現を目指すこととしたものである。

(2) サブタイトル「ルール遵守と安全行動の定着」

歩行者・自転車利用者に対する基本的な交通ルールの周知や、飲酒運転等の悪質危険な運転者に対する交通ルール遵守の定着に向けて、交通指導取締り等の街頭活動や安全指導などを徹底する。

また、自転車乗車用ヘルメット着用、反射材着用、横断時における安全確認の徹底など、自分の身を守る安全行動の定着に向けて、自治体・学校・交通関係ボランティア等と連携した広報啓発活動を積極的に推進する。

2 推進重点

(1) 歩行者・自転車等安全対策

(2) 悪質危険運転根絶対策

3 推進項目

(1) 歩行者・自転車等安全対策

ア 運転者に対する交通安全教育及び指導取締りの推進

(ア) 横断歩道の直前における減速義務（横断しようとする歩行者がないことが明らかな場合は除く。）や歩行者がある場合の停止義務など、これらの歩行者優先義務を徹底させるために交通安全教育や広報啓発活動を推進すること。

(イ) 歩行者の交通事故実態を踏まえることはもとより、通学路等の歩行者が多く通行する路線において、横断歩行者等妨害等の歩行者の安全確保に資する指導取締りを強化すること。

イ 歩行者に対する交通ルールの周知と安全行動の定着

(ア) 信号に従う義務、横断歩道がある場所における横断歩道の横断義務のほか、道路における斜め横断や車両の直前直後横断が禁止されていることなど、歩行者の基本的な交通ルールを周知すること。

(イ) 道路を横断する際は、

- 運転者に対して横断する意思を明確に伝えること。
- 安全を確認してから横断を始めること。
- 横断中も周囲の安全を確認すること。

など、自らの安全を守るための交通行動を定着させること。

特に高齢歩行者が横断中に被害に遭う事故が多いことから、加齢に伴う身体機能の変化が及ぼす影響を理解させ、安全な交通行動を実践するための参加・実践・体験型の交通安全教育等を推進すること。

ウ 自転車利用者の交通ルール遵守に向けた各種対策の推進

(ア) 自転車は車道の左側通行が原則、一時停止標識のある交差点での一時停止義務などの基本的な交通ルール遵守に加え、改正法により、昨年11月1日に

施行された「ながらスマホ」及び酒気帯び運転の罰則強化やその危険性についても交通安全教育や広報啓発活動を通じて周知を図ること。

- (イ) 自転車を利用する機会が多く、自転車乗車中の死傷者の割合が高い中高生に対する交通ルールの周知が重要であることから、教育委員会や学校と連携した交通安全教育の充実化を図ること。
- (ウ) 自転車指導啓発重点地区・路線を中心に自転車利用者の法令違反に対する指導取締りを強化すること。
- (エ) 全ての自転車利用者に対するヘルメット着用の必要性・効果に関する理解の促進と着用の徹底に向けた広報啓発活動を積極的に推進すること。

#### エ 薄暮・夜間時間帯対策

- (ア) 運転者に対しては、歩行者の早期発見を促すため、前照灯の早め点灯と対向車や先行車がない場合における上向き（ハイビーム）の有効性について、広報啓発活動を推進すること。
- (イ) 歩行者に対しては、反射材用品や明るい服装の着用による視認性の効果等を理解させるような広報啓発活動を推進すること。

#### (2) 悪質危険運転根絶対策

##### ア 飲酒運転対策

- (ア) 過去の管内における飲酒運転による交通事故の発生状況のほか、違反者の飲酒場所や走行経路等の分析結果を踏まえた、効果的な飲酒運転取締りを強化すること。
- (イ) 飲酒運転の根絶に向け、交通安全教育等で飲酒運転事故の悲惨さを訴えるほか、地域が一体となって「飲酒運転はしない・させない」という気運の醸成に努めるため、飲食店や職場などと連携した広報啓発活動を推進すること。

##### イ 重大事故に直結する悪質危険な法令違反对策

- (ア) 重大事故に直結する速度超過、携帯電話使用、信号無視等の交差点関連違反について、積極的な指導取締りを実施すること。
- (イ) 暴行、傷害事件等の刑事事件にも発展するおそれがある妨害運転については、厳正な捜査の徹底を期すとともに、「思いやり・ゆずり合い」の気持ちを持った運転の必要性や被害に遭った際の対処要領についての広報啓発活動を推進すること。

#### 4 推進上の留意事項

##### (1) 警笛等を活用した街頭活動の実施

街頭活動に際しては、警笛や車載マイクを積極的に活用するとともに、白バイやパトカー乗車中は特段の事情がない限り、赤色灯を点灯させ通行車両に注意喚起を促すこと。

##### (2) 殉職・受傷事故の防止

指導取締り等の街頭活動に当たっては、装備資機材を効果的に活用し、現場責任者の適切な指揮の下、受傷事故防止に万全を期すこと。

また、街頭活動を共に行う関係機関・団体や交通ボランティア等の参加者の安全確保等にも特段の配慮をすること。

(3) 管内の情勢等を踏まえた対策の推進

交通死亡事故抑止に当たっては、上記2の推進重点以外にも、管内の事故実態、交通情勢のほか、各季交通安全運動等における趣旨を踏まえた各種対策の重要性も認識のうえ、諸対策を講じること。

(4) 関係機関・団体と連携した活動の推進

自治体、交通ボランティア等との連携した街頭広報活動、教育機関に対する自転車ルール周知や乗車用ヘルメット着用促進に向けた働き掛け、道路管理者と連携した事故抑止対策など、関係機関・団体と連携した取組の推進を図ること。

(5) 各種広報媒体を活用した効果的な広報啓発活動の推進

広報啓発活動については、ポスター、チラシ等の従来からの広報媒体に加え、デジタルサイネージや県警インスタグラム等のSNSを活用した情報発信など、幅広い年齢層に向けた効果的な広報啓発活動を推進すること。

(6) 他部門及び他所属との連携

地域警察官との合同取締りや当直体制による警戒走行など各部門が緊密に連携を図るほか、警戒の空白対策として、隣接署とのブロック運用による指導取締りなど、警察の総合力を発揮した取組を推進すること。

(7) 模範的な交通安全行動の実践

警察職員は、横断歩行者等の保護、自転車乗車用ヘルメット着用、反射材用品着用等、県民の模範的となる交通安全行動を率先して実践すること。

担当：交 通 企 画 課  
交通安全対策第一係